

## 富田林市（仮称）こども家庭センターの設置について

### 1. 背景

近年、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難さを抱える世帯が、これまで以上に増加・顕在化し、また児童虐待の事例についても年々複雑化・多様化しています。

このような状況の中、令和4年6月の母子保健法及び児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、市町村において子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

### 2. 設置概要

本市では、平成29年5月に母子保健部局の健康づくり推進課と児童福祉部局のこども未来室に「子育て世代包括支援センター（ゆにぞん）」を、また、令和3年11月には、こども未来室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、18歳までのすべてのこどもとその家族及び妊産婦を対象とする相談支援等に取り組んでいます。

今回の法改正により、組織や人員体制を維持したうえで、これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した新たな「こども家庭センター」を設置し、連携協働することで、切れ目のないさらなる支援の充実・強化を図ります。

### 3. こども家庭センターの業務（国のガイドラインより）

①地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況・実情の把握</li> <li>・母子保健・児童福祉に係る情報の提供</li> <li>・相談等への対応、必要な連絡調整 等</li> </ul>
②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、通告の受付等</li> <li>・合同ケース会議の開催</li> <li>・サポートプランの作成、評価、更新</li> <li>・サポートプランに基づく支援 等</li> </ul>
③地域における体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握</li> <li>・新たな担い手の発掘、地域資源の開拓</li> <li>・関係機関間の連携の強化 等</li> </ul>

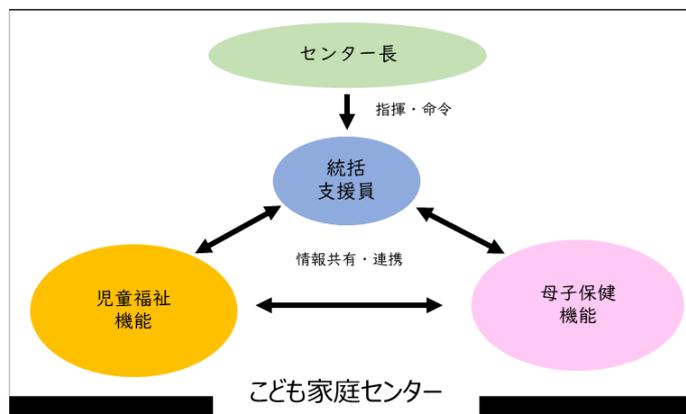
### 4. 設置時期及び実施場所、名称

- ・令和6年7月1日（予定）
- ・本市においては、こども家庭センターを1か所とし、児童福祉部門を子育て応援課（市役所4階）に、母子保健部門を健康づくり推進課（保健センター1階）に設置します。
- ・施設の名称は、大阪府では既存の児童相談所が「こども家庭センター」の名称を使用していることから、本市の市民が混同しないような独自名称を現在内部で調整中です。

## 5. 組織体制

こども家庭センターの設置にあたっては、センター長をトップとして統括支援員（母子保健と児童福祉分野双方について十分な知識をもつ者）を配置することになっています。

本市では、子育て応援課長がセンター長を担い、健康づくり推進課と子育て応援課の参事がそれぞれ統括支援員として、情報共有・連携を図り一体的な支援体制を確保します。



## 6. 本市の取組内容

### ①相談支援（継続）

母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働することにより、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目漏れなく対応するため、適切な相談支援を行います。

### ②サポートプランの作成（新規）

妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランを支援対象者と行政が協働で作成します。サポートプランとは支援対象者が自らの課題を認識し活用できるサービスを知り、当事者のニーズに沿った効果的な支援策を実施するための支援計画のことです。

### ③合同ケース会議の開催（新規）

母子保健・児童福祉両課において定期的に合同ケース会議を開催し、特定妊婦や要支援児童等の該当性の判断や支援方針の検討及び決定を行います。

### ④地域の社会資源の開拓（新規）

民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域の社会資源を開拓します。

## 7. 周知

広報とんだばやし7月号及び市ウェブサイトへ掲載